

入札告示

札幌市告示第 5524 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 2 年 10 月 6 日

札幌市長 秋元 克広

1 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階
札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課 電話(011)622-5162

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 2 年度発熱者啓発リーフレット・ポスター等印刷・封入封緘・掲出業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和 2 年 1 月 3 0 日（月）までとする。

(4) 履行場所

入札説明書による

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30 年～令和 2 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が『①大分類「製造業」の中分類「出版・印刷業」』、もしくは『②大分類「一般サービス業」の中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」及び「広告業」』に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本店または支店等の所在地が札幌市内にあること。

(7) 国又は地方自治体が発注したリーフレット等の印刷に関する業務の実績があること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記 1 の場所及び札幌市保健所のホームページで入手できる。(HP アドレス：
<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/keiyakujouhou30ippannkyousounyuusatu.html>)
なお、上記 1 の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、
日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下
「休日」という。）を除く毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。
- (2) 入札の日時及び場所
令和 2 年 10 月 12 日（月） 10 時 00 分
札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル
札幌市保健福祉局保健所 3 階事務室（相談室 2）
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法
上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送
付及び電送による提出は認めない。）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証
金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到
達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）
までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなか
った場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定め
に基づき参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除
することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のし
た入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価
格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ
下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候
補者を落札者とする。
イ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事
後審査方式)する。
落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して
3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲
げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。
なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者

のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。